

財務諸表に対する注記

(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記
 - ・該当なし
2. 重要な会計方針
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ・該当なし
 - (2) 貯蔵品の評価方法
 - ・最終仕入原価法
 - (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産
 - ・構築物、機械及び装置、車輛運搬具、器具及び備品、建物付属設備 … 定額法
 - ・無形固定資産
 - ・ソフトウェア … 定額法
 - ・その他
 - ・定期預金（基本財産）、絵画、退職給付引当資産、差入保証金 … 非償却
 - (4) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
 - ・宮崎市社会福祉事業団職員就業規程第41条に基づき、宮崎県社会福祉協議会の運営する「宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済制度」の事業主負担分掛金を引当計上。
 - ・宮崎市社会福祉事業団契約職員就業規程第23条第1項及び第2項に基づき、当該会計年度末時点で在籍している契約職員に対し、支給すべき退職金相当額を引当計上。
3. 重要な会計方針の変更
 - ・適用する会計基準を、平成12年基準（社援第310号）より、平成23年基準（平成23年7月27日／雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号）に変更している。
4. 法人で採用する退職給付制度
 - ・正職員については、宮崎市社会福祉事業団職員就業規程第41条に基づき、独立行政法人福祉医療機構の「社会福祉施設職員等退職手当共済制度」並びに宮崎県社会福祉協議会の「宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済制度」を採用。
 - ・契約職員については、宮崎市社会福祉事業団契約職員就業規程第23条第1項及び第2項に基づき、当該会計年度末時点で在籍する契約職員に対し、支給すべき退職金相当額を法人独自で積み立てる方法を採用。
5. 法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分
 - ・当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。
 - (1) 法人全体の財務諸表(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)
 - (2) 事業区分別内訳表(第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)
 - (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
 - (4) 公益事業及び収益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)当法人では、収益事業について実施していないため、公益法人のみの作成。
 - (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - (ア) 本部事務局拠点（社会福祉事業）
 - 「本部事務局」
 - (イ) 宮崎市総合発達支援センター拠点（社会福祉事業）
 - 「診療所」「児童発達支援センター すぴか」「生活介護事業 宙」
 - 「地域生活支援部」
 - (ウ) 宮崎市児童館・児童センター拠点（社会福祉事業）
 - 「霧島児童館」「恒久児童館」「栄町児童館」「大島児童館」「生目児童館」
 - 「倉岡児童館」「本郷児童館」「大塚台児童センター」「西原児童センター」
 - 「平和が丘児童センター」「檉児童センター」「青島児童センター」
 - 「住吉児童センター」「木花児童センター」「大塚児童センター」
 - (エ) 宮崎市児童クラブ拠点（社会福祉事業）
 - 「住吉児童クラブ」「倉岡児童クラブ」「青島児童クラブ」「住吉第二児童クラブ」
 - (オ) 宮崎市巡回児童館拠点（社会福祉事業）
 - 「宮崎市巡回児童館」
 - (カ) 宮崎市ハロー・キッズルーム拠点（社会福祉事業）
 - 「宮崎市ハロー・キッズルーム」
 - (キ) 宮崎市北部老人福祉センター拠点（社会福祉事業）
 - 「宮崎北部老人福祉センター」
 - (ク) 宮崎市南部・赤江老人福祉センター拠点（社会福祉事業）
 - 「南部老人福祉センター」「赤江老人福祉センター」

1 3. 重要な偶発債務

- ・該当なし

1 4. 重要な後発事象

- ・平成26年度をもって、宮崎市学校生活支援員確保育成事業の業務受託を終了。繰り越された資産・負債残高については、平成27年度で清算終了。
- ・平成27年度末をもって、青島児童クラブの業務受託を終了。
- ・平成28年度末をもって、青島児童センターの指定管理を終了予定。

1 5. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・退職金支給の際、積立資産の取崩を一部行わなかったため、貸借対照表「退職給付引当資産」と「退職給付引当金」に260,420円の差異が発生。

このことについて、平成28年5月10日、同額の積立資産を取崩し是正した。